

# 重 要 事 項 説 明 書

鉄道弘済会 旭川認定こども園

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、説明すべき内容は、次のとおりです。

## 1 施設運営主体

|         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| 名 称     | 公益財団法人 鉄道弘済会                    |
| 所 在 地   | 東京都文京区小石川1丁目1番1号文京ガーデンゲートタワー19F |
| 電 話 番 号 | 03-6261-3298                    |
| 代表者氏名   | 会長 森本 雄司                        |

## 2 利用施設

|                  |                                                                                                                                      |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施 設 の 種 類        | 保育所型認定こども園                                                                                                                           |
| 施 設 の 名 称        | 旭川認定こども園                                                                                                                             |
| 施 設 の 所 在 地      | 旭川市春光2条8丁目1-3                                                                                                                        |
| 連 絡 先            | Tel 0166-51-0572                                                                                                                     |
| 管 理 者            | 園長 辺見 智子                                                                                                                             |
| 在 園 児 童          | 満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児                                                                                                    |
| 利 用 定 員<br>(96名) | <1号認定子ども><br>満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 6人<br><2号認定子ども><br>満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 62人<br><3号認定子ども><br>満3歳未満で保育を必要とする児童 28人 |
| 開 設 年 月 日        | 1957年10月1日 「鉄道弘済会旭川保育所」開設<br>2019年 4月1日 「鉄道弘済会旭川認定こども園」に移行                                                                           |

## 3 施設の目的

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供いたします。

- (1) 園児の健やかな成長が図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわり、その活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう

努めます。

- (3) 当園は園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

#### 4 運営方針

##### <保育理念>

「一人ひとりの子どもを大切にし、保護者や地域社会から信頼され、選ばれるこども園を目指す。」

##### <保育方針>

「安心して過ごせる保育の中で、子どもの最善の利益が守られ、子どもの可能性を大きく育む保育を目指す。」

「全職員の専門性を高め、在園児および地域の子育て中の親へ、適切な子育て支援を行う。」

「地域や関係機関との連携により、保育園機能を充実させ、保護者や地域社会から信頼されるこども園を目指す。」

##### <保育目標>

「育ち合い」 一心が育つ・からだが育つ子どもたち

1. 友だちと元気にあそび育つ子
2. いろいろなことに興味や関心をもって育つ子
3. 自分も友だちも大切に育つ子

#### 5 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

|     |      |                              |
|-----|------|------------------------------|
| 敷 地 | 敷地全体 | 1 6 3 2 . 3 1 m <sup>2</sup> |
|     | 園 庭  | 7 8 9 . 8 7 m <sup>2</sup>   |
| 園 舎 | 構 造  | 鉄骨コンクリート造 2 階建、一部鉄骨造平屋建      |
|     | 延べ面積 | 7 7 8 . 9 2 m <sup>2</sup>   |

##### (2) 主な設備

| 設 備       | 部屋数 | 備 考                                                                          |
|-----------|-----|------------------------------------------------------------------------------|
| 乳児室・ほふく室  | 1 室 | にこにこ組（沐浴室・調乳室）                                                               |
| 保育室       | 5 室 | きらきら組（満 1 歳児）、すくすく組（満 2 歳児）、<br>おおぞら組（満 3 歳児）、ひかり組（満 4 歳児）、<br>たいよう組（満 5 歳児） |
| 遊戯室（ホール）  | 1 室 |                                                                              |
| 調理室       | 1 室 |                                                                              |
| 育児相談室     | 1 室 |                                                                              |
| 医務室       | 1 室 |                                                                              |
| 子育て支援センター | 1 室 | おひさま                                                                         |

## 6 職員の職種、員数及び職務の内容

| 職 種       | 員 数              | 職務の内容                                                                |
|-----------|------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 園長        | 1 名              | 職員及び業務を一元的に管理し、職員に対して法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園運営に従事する。 |
| 主任        | 1 名              | 園長を補佐し、保育内容、人材育成、研修の企画等にあたり、必要に応じて園児の教育及び保育をつかさどる。                   |
| 主幹        | 1 名              | 主任と共に園長を補佐し、保育・教育計画の立案や地域の子育て支援活動等にあたり、必要に応じて園児の教育及び保育をつかさどる。        |
| 保育士       | 最低基準を超える園長の定める員数 | 園児の教育及び保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡などの業務を行う。                           |
| 栄養士       | 1 名              | 園児の発達段階に応じて、0 才児の離乳食、満 1 歳以上児の幼児食に係る献立を作成するとともに、調理業務に従事する。           |
| 調理員       | 2 名              | 栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。                                         |
| 看護師       | 1 名              | 園児の健康管理及び 0 歳児保育の業務に従事する。                                            |
| 事務員       | 1 名              | 園の運営管理に必要な事務・経理処理等を行う。                                               |
| 嘱託医（小児科医） | 1 名              | 園における健康管理に関する専門的事項関し学校保健安全法施行規則 23 条に基づいて、技術及び指導に従事する。               |
| 嘱託医（歯科医）  | 1 名              |                                                                      |

## 7 教育・保育を提供する日

支給認定区分ごとに、次のとおり提供する日及び休業日が異なります。

| 認定区分                 | 提供する日    | 休業日                                                                                                     |
|----------------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 号認定子ども             | 月曜日から金曜日 | 土曜日、日曜日、祝祭日<br>夏季休業（8 月 8 日から 8 月 17 日まで）<br>冬季休業（12 月 27 日から 1 月 5 日まで）<br>春季休業（3 月 25 日から 3 月 31 日まで） |
| 2 号認定子ども<br>3 号認定子ども | 月曜日から土曜日 | 日曜日、祝祭日、年末年始（12 月 30 日から 1 月 4 日）                                                                       |

## 8 教育・保育の提供時間

支給認定区分ごとに、次のとおり利用可能な時間帯が異なります。

| 認定区分    | 教育・保育時間      | 利用可能時間           |
|---------|--------------|------------------|
| 1号認定子ども | 教育標準時間（4時間）  | 9時00分～13時00分【※1】 |
| 2号認定子ども | 保育標準時間（11時間） | 7時00分～18時00分【※2】 |
| 3号認定子ども | 保育短時間（8時間）   | 8時30分～16時30分【※3】 |

### 【※1】

- ・13時00分を超えて保育を必要とする場合は、一時預かりを利用することが出来ます。

### 【※2】

- ・18時を超えて、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供いたします。

### 【※3】

- ・7時から8時30分までと16時30分を超えて、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供いたします。

上記、【※1】【※2】【※3】いずれの場合は、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。

## 9 提供する教育・保育等の内容

当園は、認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 教育・保育及び時間外保育の提供

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定区分に応じて、上記7・8に記載する日、時間において、教育・保育を提供します。

### (2) 特別支援保育

療育等を必要とする園児に対して、健常児とともに集団保育をすることによって、健全な社会性の成長発達を促進するための教育・保育を提供します。

### (3) 食事の提供

園児の年齢に応じた食事の提供を行います。

※ 献立表、食育だよりを毎月発行し、献立や食育についてお知らせしています。

※ 食物アレルギーについては、医師の診断書を基に除去食を提供します。

※ 全園児、完全給食となります。

## 10 利用料金

### (1) 教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を行った市町村が定める利用者負担額（保育料）を当園にお支払いいただきます。

- (2) 2号認定子ども・3号認定子どもに係る延長保育利用者負担  
延長保育を利用された場合には、別表に掲げる費用を負担していただきます。
- (3) 1号認定子どもに係る一時預かり利用者負担  
在園する1号認定子どもが一時預かりを利用した場合には、別表に掲げる費用を負担していただきます。

### 1 1 利用の開始に関する事項等

当園は、1号認定子どもに係る支給認定保護者から利用の申込をうけたとき又は市町村から教育・保育の実施について要請を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じるものとします。ただし、旭川市保育需給状況によってはこの限りではない。

- (1) 利用申込のあった1号認定子どもと現に当園を利用している1号認定子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合
- (2) 利用要請があった2号認定子ども又は3号認定子どもの数及び現に当園を利用している2号認定子ども又は3号認定子どもに係る園児の総数が、当園の利用定員の総数を超える場合
- (3) 園児の受け入れにあたり、自ら適切な教育・保育を提供することが困難な場合

2 前項第1号の事由により支給認定保護者からの利用申込に応じられない場合は、次による方法により、選考します。

- (1) 入園希望児童が当園の兄弟姉妹の場合
- (2) 当園の2号認定児が1号認定を希望する場合  
それらによりがたい場合は、申込みを受けた順序により選考します。

### 1 2 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 3号認定子どもの支給認定保護者が、支給要件（保育の必要性の事由）に該当しなくなったとき。
- (3) 支給認定保護者から本園の利用の取消しの申し出があったとき。
- (4) 保育料等の利用者負担金が期限内に納入されないとき。
- (5) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

### 1 3 嘱託医等 （当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。）

- (1) 小児科

|         |            |
|---------|------------|
| 医療機関の名称 | とびせ小児科内科医院 |
|---------|------------|

- (2) 歯科

|         |        |
|---------|--------|
| 医療機関の名称 | 杉村歯科医院 |
|---------|--------|

#### 1 4 緊急時の対応方法

教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡するとともに、園医又は園児の主治医に相談する等、必要な措置を講じます。

#### 1 5 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

|         |                                                                      |
|---------|----------------------------------------------------------------------|
| 防火管理者   | 園長 辺見 智子                                                             |
| 非常時の対応  | 別途に定める消防計画書により対応。                                                    |
| 園舎の耐火構造 | 耐火建築物                                                                |
| 防災設備    | ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有<br>・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有<br>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 |
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。                                            |

[第一次避難場所]・・・園庭 [第二次避難場所]・・・啓北中学校グラウンド

[第三次避難場所（収容）]・・・啓北中学校体育館

※別表 2 ～「避難情報発令時の旭川市内保育施設等の対応ガイドライン」参照

#### 1 6 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|                |                                              |
|----------------|----------------------------------------------|
| 相談・苦情<br>受付担当者 | 氏名 主任 小野寺 敦子<br>電話番号 0 1 6 6－5 1－0 5 7 2     |
| 相談・苦情<br>解決責任者 | 氏名 園長 辺見 智子<br>電話番号 0 1 6 6－5 1－0 5 7 2      |
| 第三者委員          | 2 名（前民生委員/児童委員 1 名<br>・重症心身障害児(者)施設医療主幹 1 名） |

※当園では、面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

また、園内に要望・苦情等に係るご意見箱を設置しています。

#### 1 7 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園においては、以下の保険に加入していただきます。

|        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 保険の種類  | 災害共済給付制度                       |
| 保険の内容  | 医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給            |
| 保険引受団体 | 独立行政法人 日本スポーツ振興センター            |
| 保険料    | 2 6 0 円(医療費の総額 5, 0 0 0 円以上対象) |

※父母の会との共催行事等は、当該「災害共済給付制度」の対象となります。

## 18 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- (1) 当園の職員は、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持します。
- (2) 当園の職員であった者について、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
- (3) 当園は、小学校、他の教育・保育施設及びその他関係機関等に対し、園児やその家族等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者の同意を得ることとします。

## 19 休園の取り扱いに関する事項

施設内で園児や職員に感染症が発生した場合は園児の安全確保、並びに公衆衛生対策の観点から保健所や旭川市の指導の下に臨時休園となる場合があります。

### [ 別 表 1 ]

#### 1. 保育料

1号認定・2号認定・3号認定各子どもに係る市が定める金額

#### 2. 時間外保育（延長保育）利用料金

- (1) 2号認定に係る時間外保育（延長保育）に関する利用者負担

ア 保育標準時間認定子どもに係る利用者負担

(ア) 利用時間 18時00分～19時00分

(イ) 利用料金

[第1子]・「日額利用」・・・日額400円×利用日数

・「月額利用」・・・月額1,300円

[第2子]・月額320円

※年収約360万円未満の世帯の全ての子ども及び年収約360万円以上の第3子以降は、無料。

イ 保育短時間認定子どもに係る利用者負担

(ア) 利用時間 7時00分～8時30分及び16時30分～18時00分

(イ) 利用料金

無料

- (2) 3号認定に係る時間外保育（延長保育）に関する利用者負担

ア 保育標準時間認定子どもに係る利用者負担

(ア) 利用時間 18時00分～19時00分

(イ) 利用料金

保育料認定階層における「標準時間認定保育料（月額）－短時間認定保育料（月額）」

※10円未満切り捨て。

イ 保育短時間認定子どもに係る利用者負担

(ア) 利用時間 7時00分～8時30分及び16時30分～18時00分

(イ) 利用料金

保育料認定階層における「標準時間認定保育料（月額）×1割」

※10 円未満切り捨てで、5,000 円上限又は日額 400 円×利用日数。

3. 1号認定子どもに係る一時預かり（幼稚園型）に関する利用者負担

| 期 間          | 時 間                  | 金 額                                     |
|--------------|----------------------|-----------------------------------------|
| 平日           | 13時00分～<br>17時00分まで。 | 一日800円                                  |
| 土曜日<br>長期休業日 | 9時00分～<br>17時00分まで。  | 全日1,600円<br>半日 800円<br>(給食提供の場合 300円加算) |

4. 実費徴収

| 項 目 | 内容、理由及び目的  | 対象児童     | 金 額                                  |
|-----|------------|----------|--------------------------------------|
| 給食費 | 給食代（主食、副食） | 2号認定の子ども | 月額5,800円<br>(主食代1,000円<br>副食代4,800円) |
|     | 給食代（主食、副食） | 1号認定の子ども | 月額4,800円<br>(主食代800円<br>副食代4,000円)   |

※「給食費」は、毎月徴収します。